



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年6月6日金曜日 第1970号

◇ 目 次 ◇

介護員養成研修事業者の指定.....	698
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	698
県営土地改良事業の工事の完了.....	699
廃川敷地等の発生.....	699
道路の位置の変更.....	699
土地改良区役員の就退任の届出.....	699
開発行為に関する工事の完了(2件).....	699
道路の供用開始(県道直瀬渋草線).....	700
道路の位置の指定.....	700
開発行為に関する工事の完了.....	700
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	700
職業訓練指導員試験の実施.....	701
雑 報	
宅地建物取引主任者資格試験の実施.....	701

告 示

○愛媛県告示第920号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成20年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
財団法人介護労働安定センター愛媛支部	愛媛県松山市一番町一丁目14番10号	介護全般に関する介護職員基礎研修課程	平成20年5月28日

○愛媛県告示第921号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後10時まで	株式会社フジ他 午前9時から午後10時まで 株式会社TSUTAYA STORES 午前9時から午前1時まで	平成20年5月17日	平成20年5月16日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時から午後10時30分まで	午前8時から午前1時30分まで		
エミフルMASAKI-B	伊予郡松前町東古泉東浦676-1外	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時から午後10時30分まで	午前8時から午前1時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 922 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成20年 6 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
かんがい排水事業	河北地区	平成20年 3 月25日

○愛媛県告示第 923 号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 6 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 河川の名称
二級河川中山川水系志河川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成20年 6 月 6 日
- 3 廃川敷地等の位置
西条市丹原町志川甲1133番 3 地先から乙 9 番11地先まで
西条市丹原町志川乙 9 番11地先から乙 9 番49地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 231.38平方メートル

○愛媛県告示第 924 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路の位置を次のように変更した。

平成20年 6 月 6 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

- 1 変更年月日及び番号
平成20年 5 月23日 19四土建（道）第10号

2 道路の位置

(1) 変更前

四国中央市土居町北野甲1262番 1、甲1262番 2 及び甲1270番

2 並びに甲1262番 2 地先農道及び甲1270番 2 地先水路

幅員 4.05メートル

延長 34.47メートル

(2) 変更後

四国中央市土居町北野甲1262番 1、甲1262番 2 及び甲1270番

2 並びに甲1262番 2 地先農道及び甲1270番 2 地先水路

幅員 4.05メートル

延長 40.48メートル

3 申請人の住所及び氏名

四国中央市土居町北野甲1262番地 1

株式会社クライマーフーズ

代表取締役 高橋 望

4 図面省略

○愛媛県告示第 925 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 6 月 6 日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	永 野 通	東温市上村甲102番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	高須賀 厚	東温市上村甲511番地

○愛媛県告示第 926 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 6 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第12号 平成20年 5 月26日	東温市吉久字田中261番 5	松山市枝松五丁目 6 番10号 相 原 久美子

○愛媛県告示第 927 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 6 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
開第66号 昭和55年11月4日	伊予市上三谷字工文所甲484番2、甲484番3及び甲485番4	伊予市上三谷484番地2 五百竹 玲 子

○愛媛県告示第 928 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成20年 6 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	直瀬波草線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙2144番10から 同町直瀬乙2143番14まで	平成20年 6 月 6 日

○愛媛県告示第 929 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定
により、次のとおり道路の位置を指定した。
平成20年 6 月 6 日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 1 指定年月日及び番号
平成20年 5 月26日 20南八土第道 - 1号
- 2 道路の位置

- 八幡浜市保内町喜木 1 番耕地43番 1
幅員 4 80メートル
延長 32 30メートル
- 3 申請人の住所及び氏名
八幡浜市保内町川之石 1 番耕地 236 番地
ヤマキハウス株式会社
代表取締役 菊池 完二
 - 4 図面省略

○愛媛県告示第 930 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成20年 6 月 6 日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20南西土第352号 平成20年 5 月27日	西予市宇和町明石1419番1、1420番1、1420番2、1421番1、1422番1、1433番1、1433番2、1434番、1436番1、1438番1、1440番1、1443番、1444番、1445番、1446番、1447番、1448番、1449番1、1450番、1451番、1453番、1454番1、1455番1、1456番1、1457番、1458番、1459番、1460番、1461番、1462番、1463番、1464番、1465番、1466番、1467番、1468番、1469番、1470番、1472番、1473番、1474番、1475番1、1475番2、1476番、1477番1、1477番2、1478番、1479番、1480番、1481番、1420番1地先里道、1435番地先水路里道、1468番地先里道、1469番地先里道、同市同町新城649番、650番、651番、652番、653番、654番、655番、656番、657番、658番、659番、660番、661番1、662番1、663番、664番、665番、666番1、667番1、649番地先里道	西予市宇和町卯之町三丁目434番地 西予市土地開発公社 理事長 別 宮 静

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成20年 6 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 5 月26日	特定非営利活動法人 青少年育成夢 C u b e	向 井 正次郎	伊予市上三谷1432番地 7	この法人は、青少年健全育成に対して、子どもの健全育成を図る活動、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、国際協力の活動、まちづくりの推進を図る活動等を行い、青少年に自立と社会性を醸成する環境づくりを目指し、必要な知識を習得、研鑽し、地域社会において青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成20年6月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
機械科、和裁科、木工科及び配管科

(2) 学科試験（指導方法）を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）

2 試験の実施期日

平成20年9月28日（日）午前10時

3 試験の実施場所

松山市西垣生町2184番地

独立行政法人雇用・能力開発機構愛媛センター

4 受験申請書の提出期間

平成20年7月18日（金）から7月29日（火）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県経済労働部管理局労政雇用課

6 合格発表

平成20年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

7 その他

(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。

なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、120円分の郵便切手をはった返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。

(2) この試験についての問い合わせは、労政雇用課技能振興係（電話（089）912 - 2504）にすること。

雑 報

○公 告

宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による愛媛県知事の委任に係る平成20年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成20年6月6日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 望 月 薫 雄

1 試験の日時

平成20年10月19日（日）午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

4 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間

平成20年7月1日（火）から平成20年7月15日（火）まで

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）

イ 申込期間

平成20年7月1日（火）午前9時30分から平成20年7月15日（火）午後9時59分まで

ウ 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する（事務手数料は、本人負担とする。）。)

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間

平成20年7月1日（火）から同年7月31日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。

(イ) 配布場所

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部（松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館2階）及び各支部（所在については、本部に照会すること。)

なお、郵送により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「宅地建物取引主任者資格試験申込書請求」と朱書き、所要の郵便切手を貼ったあて先記入の返信用封筒を同協会本部へ送付すること。

イ 申込期間

平成20年7月1日（火）から同年7月31日（木）までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 受験手数料

7,000円

受験申込前に、所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行（郵便局）又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込むこと（払込手数料は、本人負担とする。）。)

エ 郵送先及び郵送方法

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部（松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館4階）あて配達記録郵便で提出すること。

5 合格発表

平成20年12月3日（水曜日）

6 問い合わせ先

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部

〒790 0807 松山市平和通六丁目5番地1

愛媛不動産会館 2階

T E L (089)943 2184